

平成 2 2 年 第 3 回 豊 頃 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 2 2 年 5 月 1 4 日 (金曜日)

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 2 1 年度豊頃町一般会計補正予算(第 1 2 号))
日程第 4	議案第 3 5 号	平成 2 2 年度豊頃町一般会計補正予算(第 1 号)
日程第 5	議案第 3 6 号	豊頃町税条例の一部改正
日程第 6	議案第 3 7 号	豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に 関する条例の一部改正
日程第 7	議案第 3 8 号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正

◎出席議員 (9名)

1 番 藤 田 博 規 君	2 番 松 崎 政 利 君
3 番 菅 谷 誠 君	4 番 森 一 彦 君
5 番 大 崎 英 樹 君	6 番 大 谷 友 則 君
7 番 長谷川 勝 夫 君	8 番 津久井 精 一 君
9 番 小野木 英 毅 君	

◎欠席議員 (0名)

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	石 田 貢 君
総 務 課 長	熊 野 幸 雄 君
企 画 課 長	佐 藤 潤 君
住 民 課 長	柄 崎 明 久 君
福 祉 課 長	吉 村 進 君
産 業 課 長	金 川 正 次 君
施 設 課 長	渡 部 邦 生 君
会 計 管 理 者	高 倉 明 君
教育委員会教育課長	山 本 芳 博 君
農業委員会事務局長	友 重 誠 一 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	和 田 宏 樹 君
庶 務 係 長	渡 辺 良 英 君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成 22 年第 3 回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

- 宮口町長 第 3 回臨時会の行政報告を申し上げます。

(株)北海道エコシス産業廃棄物最終処分場建設についてであります。北海道エコシスにおいて安骨に計画中の産業廃棄物最終処分場につきまして、4 月 16 日付で北海道知事の施設設置許可があったことから、5 月中旬から建設工事に着手する運びとなりました。本処理施設は、平成 22 年から平成 31 年までの 10 年計画で、管理施設、浸出水処理施設、覆蓋施設、処分場（4 期 27 区画）を建設し、燃え殻、汚泥など約 66,550 トンを処理する計画となっております。施設の特徴は、覆蓋施設を有するクローズドシステム処分場のため、廃棄物の飛散や悪臭の拡散を防げるとともに、降雨や降雪の影響を受けないことから、浸出水発生量の抑制が可能となっております。本年の計画は、管理施設及び浸出水処理施設、覆蓋施設、処分場 1 期分 6 区画を 10 月下旬までに建設し、11 月から供用を開始する予定であります。なお、未建設の処分場（3 期 21 区画）については、埋立状況に応じて順次建設する計画をしているところであります。本施設が完成することにより、町内における経済の活性化や雇用の拡大につながるものと大いに期待をしております。以上、行政報告を終わります。

- 小野木議長 これで行政報告は、終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、3 番菅谷誠議員及び 4 番森一彦議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 小野木議長 日程第 2 会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 承認第2号

- 小野木議長 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本件について提出理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

- 熊野総務課長 承認第2号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年3月30日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分した平成21年度豊頃町一般会計補正予算第12号について、ご説明申し上げます。

本専決処分は、地方譲与税、利子割交付金ほか歳入各款の額が確定、歳出において情報通信費基盤整備工事請負費を精査するなど、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,471万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出をそれぞれ52億8,412万2千円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。歳入について、ご説明いたします。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税から118万9千円を減額、2項地方揮発油譲与税に98万円を追加。3款利子割交付金に12万円を追加。4款配当割交付金から49万5千円を減額。5款株式等譲渡所得割交付金に3万円を追加。6款地方消費税交付金から243万5千円を減額。7款自動車取得税交付金から25万4千円を減額。8款地方特例交付金、1項地方特例交付金に338万9千円を、2項特別交付金に4万円を、それぞれ追加。9款地方交付税に9,256万6千円を追加。10款交通安全対策特別交付金から23万4千円を減額。13款国庫支出金、2項国庫補助金から地域情報通信基盤整備推進交付金275万円を減額。15款財産収入に34万7千円を追加。20款町債から情報通信基盤整備事業540万円を減額。

次に歳出におきましては、13ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に一般職員共済組合負担金など166万5千円を追加、3目財産管理費に基金積立金9,130万円を追加、9目電算情報管理費に情報通信基盤整備工事請負費を精査し825万円を減額するなど、これら合わせて8,471万5千円を追加するものであります。

次に、5ページ、第2表地方債補正であります。過疎対策事業債を1億5,420万円から1億4,880万円に減額補正し、地方債限度額総額を3億8,211万8千円から3億7,671万8千円に改め定めるものであります。

次に、6ページをお開き願います。第3表 繰越明許費補正についてご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費において、情報通信基盤整備事業費を6億3,300万円を6億2,475万円に減額し、繰越明許費の合計を7億8,088万8千円から7億7,263万8千円に減額するものであります。

以上でありますので、よろしくご承認くださるよう、お願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第35号

●小野木議長 日程第4 議案第35号 平成22年度豊頃町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第35号 平成22年度豊頃町一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

本予算は、社会資本整備総合交付金事業において、二宮第1号支線改良舗装工事費の増額及び北栄幹線改良舗装工事費減額などの工事費組み替えを行うものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,550万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億5,131万5千円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳出からご説明申し上げます。8ページをご覧ください。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目国庫補助道路整備費において、社会資本整備総合交付金事業費、北栄幹線改良舗装工事請負費を設計変更により3,524万8千円を減額し、二宮第1号支線改良舗装工事請負費に2,018万6千円追加するなど、これら合わせて1,550万円を減額するものであります。

これら歳出に伴う歳入につきましては、7ページをご覧ください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金において、社会資本整備総合交付金事業、土木費補助金930万円を減額。20款町債、1項町債、3目土木債において、社会資本整備総合交付金事業土木債620万円を減額。

次に、4ページ、第2表地方債補正についてご説明申し上げます。一般単独事業債を1億200万円から9,580万円に減額補正し、地方債限度額総額を3億6,620万円から3億6千万円に改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

7ページ、13款国庫支出金。

(な し)

●小野木議長 20款町債。

(な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

8ページ 7款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、4ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第36号

●小野木議長 日程第5 議案第36号豊頃町税条例の一部改正を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

柄崎住民課長。

●柄崎住民課長 議案第36号、豊頃町税条例の一部改正についてご説明いたします。本案の改正の主旨及び改正内容につきましては、議案説明書、説明第1号により説明をさせていただきます。

改正の主旨は、平成22年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、本町の税条例に所要の改正や条項、用語等の変更に伴う条例本文及び附則の規定について整備するため、一部を改正するものであります。

改正の内容であります。関係条項の第36条の3の2及び同条3の3では、地方税法の一部改正により、子ども手当の対象と重なる16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されたことから、町民税の均等割に係る非課税限度額算定のため、給与所得者及び公的年金受給者に対する扶養親族申告書の提出が義務付けられ、平成23年1月1日から施行するものであります。

次に、第44条第2項から第4項では、65歳未満の者の公的年金所得に係る所得割の徴収方法が見直され、公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して、給与から特別徴収の方法により徴収できるとされ、本年4月1日から適用されるものであります。

次に、第95条及び附則第16条の2では、町たばこ税の税率が引き上げられ、1,000本につき現行3,298円を4,618円に、また旧3級品に係る税率が、1,000本につき現行1,564円を2,190円に引き上げられ、平成22年10月1日から施行するものであります。

次に、附則第19条の3では、非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例が創設され、町民税の所得割の納税義務者が、非課税口座内上場株式等の譲渡をした場合には、非課税口座内の上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等の特例措置が講ぜられ、平成25年1月1日から施行するものであります。これは、個人の株式市場への参加を促進する観点から、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等に係る譲渡所得、配当等で、その非課税口座の開設の日から10年以内に支払を受けるものについては、個人の町民税を課さないこととされたことから、区分して計算することとなったものであります。

附則の施行期日は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものであります。ただし、施行期日の異なる条文は、改正項目ごとに第1条各号に規定しております。

また、個人の町民税及び固定資産税、たばこ税に関する経過措置については、第2条から第4条にそれぞれ規定しております。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第37号

- 小野木議長 日程第6 議案第37号豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

柄崎住民課長。

- 柄崎住民課長 議案第37号 豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。本案の改正主旨は、平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が本年3月31日を以って失効することから、失効期限延長等のため、同法の一部を改正する法律が本年3月17日に公布されたことに伴い、本町の過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例に、所要の改正や用語等の変更に伴う条例本文及び附則の規定について整備するため、一部を改正するものであります。

改正の内容であります。第1条及び附則第3項中ソフトウェア業を情報通信技術利用事業に改めるほか、附則第2項中平成22年3月31日限りを平成28年3月31日限りに改め、失効期限を6年間延長するものであります。

附則の施行期日は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

- 小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第38号

- 小野木議長 日程第7 議案第38号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

柄崎住民課長。

●柄崎住民課長 議案第38号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。本案の改正の主旨及び改正内容につきましては、議案説明書、説明第2号により説明をさせていただきます。

改正の主旨は、平成22年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、国民健康保険法施行令の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例に所要の改正や条項、用語等の変更に伴う条例本文及び附則の規定について整備するため、一部を改正するものであります。

改正の内容であります。関係条項の第2条及び第23条では、医療保険制度の安定的運営を図るため及び中低所得層の負担が過度とならないよう課税限度額の改正を行うものであり、医療費分の基礎課税額に係る課税限度額を3万円増額し、50万円に。後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を1万円増額し、13万円に引き上げるものであります。

次に、23条の2では、特例対象被保険者等に係る課税の特例が創設され、非自発的な理由により離職した一定の被保険者に対し、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、失業から一定の期間、前年の所得を100分の30として算定するものであります。

本改正は、解雇や倒産等の非自発的失業者については何らの準備もなく突然職を失い、収入が途絶えてしまうという特殊事情に配慮して創設されたものであります。

次に、第24条の2では、特例対象被保険者に係る申告方法について規定されております。

なお、附則としてこの条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用します。ただし、附則第13項及び第14項の改正規定は、平成22年6月1日から施行し、適用区分として、改正後の豊頃町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

なお、これらの改正案は、本年2月25日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日諮問どおり実施するよう答申されておりますことを報告させていただきます。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これで平成22年第3回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後2時27分 閉会